

様式例(すべての建築物)

特定生活関連施設整備項目表(建築物)

施設の所在地	
施設の名称	

項目	小項目	整備基準(概要)			適合欄	備考
(1) 出入口	地上へ通ずる出入口	イ	幅は、内法80cm以上			
		ロ	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
		ハ	車椅子の支障となる段差の解消(傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く)			
(2) 敷地内の通路 (高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1) 通路	イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		ロ	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ			
		ハ	表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の前輪が落ち込みにくい蓋とする。			
		二	(1) 幅員は、内法120cm以上			
		(2)	50m以内ごとに車椅子転回スペースの確保			
		(3)	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
		(4)	高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置			
		三	(1) 幅は、内法120cm以上、段併設の場合90cm以上			
		(2)	勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下			
		(3)	勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置			
(3) 廊下等及び各室の出入口	1) 廊下	(4)	高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置			
		(5)	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		六	傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫			
		一	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		二	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ			
		三	イ 幅は、内法120cm以上			
		ロ	車椅子転回スペースの確保(末端及び50m以内ごと)			
		ハ	高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置			
		四	地上へ通ずる出入口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は水平面を確保			
		五	幅は、内法120cm以上、段を併設の場合は90cm以上			
(4) 階段	階段	六	勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下			
		七	勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置			
		八	高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置			
		九	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
(5) 便所	1) 多数の者が利用する便所の設置位置	十	傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫			
		十一	出入口の幅は、内法80cm以上			
		十二	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
		十三	車椅子の支障となる段差の解消(傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く)			

		2	車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時に、階段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設置したもの 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの		
(11) 受付カウンター及び記載台	受付カウンター及び記載台		受付にカウンター等を設ける場合は1以上 車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込みに配慮		
(12) 公衆電話所	1) 公衆電話所 2) 出入口	1 2	公衆電話所を設ける場合は1以上 車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込みに配慮 幅は、内法80cm以上 車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし 車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）		
(13) 券売機	券売機		券売機を設ける場合は1以上 イ 車椅子使用者が円滑に利用できる高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタン ロ 投入口、操作ボタンは点字の表示を併用		
(14) 改札口等	改札口、レジ通路		改札口等を設ける場合は1以上 イ 幅は、内法80cm以上 ロ 戸を設ける場合は、車椅子で円滑に通過できる戸 ハ 段差の解消 ニ 床面は、水平面の確保		
(15) 案内設備	1) 案内板（案内所の設置、又はエレベーターその他の昇降機、便所等が視認できる場合は除く） 2) 視覚障害者誘導設備（案内所を設置する場合は除く）	1 2	エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設を表示した館内案内板を1以上（2,000m ² 以上：必置、2,000m ² 未満：設ける場合は1以上） イ 案内板の文字の大きさ、明度の大きい色などに配慮した分かりやすい表示 ロ 車椅子使用者用便房がある場合に位置を表示 点字、文字の浮き彫り、音による案内等による表示を併用（2,000m ² 以上：必置、2,000m ² 未満：設ける場合は1以上）		
(16) 観客席	1) 車椅子使用者用観客席、観覧席 2) 出入口から客席への通路	1 2 3	固定した客席を設ける場合 集会施設及び興行施設以外の場合 客席数が100席以下の場合1席以上、100席を超え400席以下の場合2席以上、400席を超える場合200席ごとに1席加算した数（但し10席を超える場合10席とする）以上 集会施設及び興行施設の場合 客席数が400席以下の場合2席以上、400席を超える場合200席ごとに1席加算した数以上 イ 幅は内法90cm以上、奥行きの内法135cm以上 ロ 床面は、水平面の確保 表面は、滑りにくい仕上げ ハ 前面及び側面に、落下防止の措置 幅は内法120cm以上 高低差がある場合、特殊構造昇降機等又は傾斜路の設置 勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下 勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置 高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫		
(17) 洗面所	洗面所		多数の者が利用する洗面所を設ける場合は1以上（車椅子使用者用便所が設けられている場合は、ロ及びニは除く） イ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ ロ 車椅子で円滑に利用できる高さ及び蹴込みに配慮した洗面器 ハ 操作が容易な水栓器具 ニ 車椅子で円滑に利用できる鏡の設置		

(18) 浴室	浴室、脱衣室（客室内は除く）	多数の者が利用する浴室を設ける場合は1以上		
		イ 出入口の幅は、内法80cm以上		
		ロ 出入口の段差の解消		
		ハ 車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
		ニ 手すりの設置（常勤者により介護する場合は除く）		
		ホ 表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
		ヘ 操作が容易な水栓器具		
(19) 更衣室等	更衣室、シャワー室（客室内は除く）	多数の者が利用する更衣室等を設ける場合は1以上		
		イ 出入口の幅は、内法80cm以上		
		ロ 出入口の段差の解消		
		ハ 車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
		ニ 表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
		ホ 手すりの設置		
		ヘ 操作が容易な水栓器具		
(20) 授乳場所	授乳場所	第一種官公庁施設、文化教養施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積5,000m ² 以上のものに1以上		
		授乳ができる場所の確保、乳幼児用ベッド等の設置		
(21) おむつ交換台	おむつ交換台	第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積2,000m ² 以上のものに1以上		
		おむつ交換台を設置		
(22) 乳幼児椅子	乳幼児椅子	第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積2,000m ² 以上のものに1以上		
		便房内に乳幼児用の椅子を設置		
(23) 客室	車椅子使用者用客室	客室数が50室以上の宿泊施設で、総客室数に50分の1を乗じた整数以上の数を設置		
		イ 出入口の幅は、内法80cm以上		
		車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
		出入口の段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）		
		ロ 客室内部に「(6) 車椅子使用者用便房」の構造のものを設置（別に車椅子使用者用便房を設けている場合は除く）		
		ハ 客室内部に浴室を設ける場合「(18) 浴室」の構造のものを設置（別に車椅子使用者用浴室を設けている場合は除く）		
		ニ 室内は、車椅子使用者が円滑に利用できる広さを確保		

備考1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。

2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。